

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
資金決済に関する法律	資金決済法
資金移動業者に関する内閣府令	移動業府令
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令	犯収法施行令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）	事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）
事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係）	事務ガイドライン（資金移動業者）
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●連携サービスを提供する前払式支払手段発行者や資金移動業者に求める態勢		
▼取引時確認等の措置について 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ－２－１－２－１		
1	「公的個人認証の導入を含め、取引時確認の向上を図ること」とあるが、公的個人認証は現状では普及しておらず、本人確認書類のアップロード等によるeKYCの方法が普及しつつある現状を踏まえると「eKYCの導入を含め、取引時確認の向上を図ること」とするのはどうか。	当該記載の趣旨は、不正利用といった組織犯罪等の手法や態様の高度化・巧妙化を含めた環境変化や事件の発生状況を踏まえ、取引時確認の手法の向上を図ることを求めるものです。 現状、ご指摘のeKYCを導入する又は導入しようとする資金移動業者も多いと承知していますが、自らの取引時確認方法についてリスクが顕在化する状況にある場合には、公的個人認証の導入を含め、取引時確認の向上をご検討頂くことが適当と考えます。
2	「公的個人認証その他の方法により実効的な取引時確認を行い、…」とあるが、公的個人認証が普及しておらず、本人確認書類のアップロード等によるeKYCの方法が普及しつつある現状を踏まえると「eKYCその他の方法により実効的な取引時確認を行い、…」とするのはどうか？	
▼連携するサービスについて 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－７－１、 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ－２－５－１		
3	「他の事業者の提供するサービスと連携するサービス」という表現は、文言上相当広い範囲を含みうるため、連携サービスとして他に想定しているものがあれば、どのようなサービスが該当するのかの基準や該当する例、該当しない例をお示しいただきたい。 とりわけクレジットカードによるチャージやネット決済のようなオンライン決済サービスを提供している事業者がインターネット上のショッピングモールと連携して決済サービスを利用させる場合は対象外であることを確認させていただきたい。	「他の事業者の提供するサービスと連携するサービス」としては、銀行等の提供する口座振替サービスとの連携を行う場合のほか、当該口座振替サービスとの連携を行う場合と同様に、セキュリティ上の不備等により利用者等に経済的損失が生じ得る他の連携サービスを提供する場合を想定しています。 ご指摘のサービスとの連携においても、上記のリスクがある場合には、リスクに応じた対応を行うことが重要と考えます。
4	1. 今回の事務ガイドラインの改正は、銀行口座との連携事案を契機としたものと理解しているが、「それ以外の連携サービス」とするとあまりに広範囲が文言として含まれるため、どこまでの利用者について何をすべきなのかが曖昧になり予測可能性を確保することが難しいと考えている。「連携サービス」は、金銭的被害が生じうる銀行口座との連携に限定すべきと考えるがどうか。 2. なお、仮にクレジットチャージのように、クレジ	1. ご指摘の銀行口座と連携する場合以外の場合でも同様のリスクが存在する可能性がありますので、ご指摘の銀行口座との連携に限定することは不相当と考えます。 2. ご理解のとおりと考えます。

	<p>ット連携も含まれるとした場合には、クレジットの枠組みにおいてリスクの低減が図られている場合は、当該クレジットの枠組みを前提した対応を検討するという理解でよいか。</p>	
5	<p>新設された「口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携」については、システムに関連する項目が多く、事業者によっては各項目の対応に相応の期間を要するものもあると思われます。それぞれの大項目の最初のほうに「直ちに各項目を備えることが困難な場合は、リスクの大きさに応じ、対応計画を立て、整備を進めること」等を入れてもらえないか、と考える次第です。</p>	<p>利用者保護の観点から、適時適切な対策を講じることが重要であると考えます。</p>
6	<p>口座連携のための社内態勢整備について、登録済み事業者は審査なく変更届だけでサービス開始できてしまうが良いのか。</p>	<p>前払式支払手段発行者や資金移動業者においては、実施しようとするサービスの内容に応じて、利用者保護及び業務の適正かつ確実な遂行の観点から、十分な態勢を構築した上で業務を開始することが必要であると考えます。</p>
7	<p>1. ここで記載される「利用者」及び連携先の「利用者」とは、利用規約に同意した者及び連携先の規約に同意した利用者を指していると思われるが、その理解で良いか。</p> <p>2. この場合、不正利用のケースによっては、犯人が利用規約に形式的に同意した場合には、本来の被害者については、事業者と本来接点のない者であり、このような者の管理に関して一定の限界があることをご理解いただき、「利用者」の範囲を示していただきたい。</p>	<p>1. ご理解のとおりと考えます。</p> <p>2. 保護すべき利用者とは、不正利用を行う犯人を意味するものではなく、犯人がなりすました真の利用者を想定しています。</p>
<p>▼連携先の金融機関に求める措置について 事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-5-1</p>		
8	<p>I-2-5-1(3)~(6)</p> <p>ここに示された契約の変更や解除をはじめ、改正箇所には連携先との合意が必要な事項が多く盛り込まれているため、金融機関側の監督指針においても、資金移動業者の業務の適正遂行等の観点から必要ある場合、契約変更に応じるべき旨を記載いただきたい。</p>	<p>主要行等監督指針案等では、銀行等に対して、連携サービス提供事業者が行うリスク評価や検証に係る作業に協力すること、連携サービス提供事業者の実施する預貯金者との同一性の確認などに協力することを求めることとしています。</p> <p>ご指摘の内容についてもこれら事項に含まれると考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

9	<p>「連携先との情報の照合に当たっては、（中略）、住所や電話番号も照合することが望ましい。」とされていますが、住所、電話番号については、転居等に伴い変更される場合がありますが、変更の届出をしないこともありえます。このため、資金移動業者が保有する情報と銀行が保有する住所、電話番号の情報が一致しない場合も多々あるものと考えます。また、犯収法施行規則第13条第1項等の規定による取引時確認ではないことから、資金移動業者が連携先（銀行）に電話、住所等の情報提供を求めても提供しないという連携先（銀行）がありえます。</p> <p>上記において資金移動業者が銀行に情報提供を求めた場合、銀行が適切に情報提供するよう、金融庁において、監督指針等において定めるなどその実効性を担保していただく必要があると考えます。昨年12月25日に公表した「主要行等向け総合的な監督指針の一部改正案」をみますと、Ⅲ－3－9－1において「連携サービス提供事業者とも協力し、顧客保護と利用者利便の向上とを両立する必要がある。」、また、Ⅲ－3－9－2(2)②において、「また、必要に応じて、連携サービス提供事業者の実施する預金者との同一性の確認などに協力しているか。」との記載がありますが、協力すべき具体的な事項（例えば、住所や電話番号等）の例示などの記載がありません。このため、監督指針記載の協力すべき事項が必ずしも明確でないとして連携する銀行の協力が得られず、適切かつ有効な不正防止策が講じることができない場合があります。金融庁としてはこのような場合、その実効性を担保するための措置としてどのような対応をされる予定でしょうか。</p>	<p>主要行等監督指針案等では、銀行等に対して、資金移動業者が行うリスク評価の作業に協力すること、資金移動業者の実施する利用者と預貯金者との同一性の確認等に協力することを求めることとしており、これにはご指摘の住所や電話番号の照合への協力も含まれると考えています。</p> <p>なお、一般論として、銀行の連携サービスに係る健全かつ適切な業務の運営に疑義が生じた場合には必要に応じ報告を求める等の対応を行うこととしております。</p>
	<p>▼セキュリティの確保について</p> <p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－2－7－1(2)、 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ－2－5－1(2)</p>	
	<p>▽連携先と協力したリスク評価について</p>	
10	<p>「連携先と協力し、連携サービス全体のリスク評価を実施しているか。」では、連携先が多数の場合、個々にミーティング等を行うなどの対応がむずかしいことも想定されるが、例えば連携先との電話記録等を残すことでも構わないか。</p>	<p>当該記載は、形式的な協力を求めるものではなく、適切なリスク評価の実施を求めるものです。「連携先と協力し」の箇所は、連携サービスのうち、連携先の認証方式等のリスク、前払式支払手段発行者や資金移動業者の</p>

		認証方式等のリスクの双方について、連携先と認識を共有する必要があると考えます。
11	「連携サービス」の「内容・方法の変更時」とは、軽微な変更を一律に含むものではなく、連携サービスに関するリスクに変更が生じる場合を意味するという理解でよいか。	ご理解のとおりと考えます。
▽連携先と協力した不正防止策の構築について		
12	<p>「資金移動業者における不正防止策は、連携先の銀行等における不正防止策の内容と重複しないものとする必要がある点に留意」とあるが、資金移動業者において eKYC を実施していれば問題がないか。</p> <p>また、過去に取引時確認済の顧客のうち、資金移動業者においてリスクが高くないと判断できるため新たに eKYC を実施する必要がないと考えられる顧客には、適用されないとの理解でよいか。</p>	<p>前段については、例えば、資金移動業者において、口座振替サービスとの連携に際し、資金移動業の利用者について、公的個人認証その他の方法により実効的な取引時確認を行い、本人確認書類等により確認した当該利用者の情報と連携先が保有する情報を照合することにより、当該利用者と預貯金者との同一性を確認する場合には、ご理解のとおりと考えます。</p> <p>また、後段については、ご指摘の顧客が取引時確認済みの顧客であることを堅牢な認証方式を用いて確認している場合には、ご理解のとおりと考えます。</p>
13	「連携先との情報の照合に当たっては、利用者の氏名・生年月日に加え、住所や電話番号も対象項目とすることが望ましい。」とあるものの、現時点で銀行側の共同センター側の接続仕様として「住所・電話番号」が対応しておらず、資金移動業者側として対応が不可能な場合がある。また、住所も対象項目とすることは、表記ゆれの問題、電話番号についても定期的な情報更新がされていない場合も多く、これらを一律に対象とすべきではない。この記載については、こうした前提のもと相応の照合を行うことで十分という理解でよいか。またこの記載をするのであれば、実務上照合が可能なように、貴庁において金融機関側にシステム整備を指導・調整いただきたい。	<p>住所等の照合にはシステム改修等が伴う可能性があり、足許において実施が困難な場合もあることを踏まえ、準備が整い次第実施いただきたいとの考えから、「望ましい」との表現を使用しています。</p> <p>なお、主要行等監督指針案等では、銀行等に対して、連携サービス提供事業者の実施する預貯金者との同一性の確認などに協力することを求めることとしています。</p>
14	(注)で、「連携先との情報の照合に当たっては、利用者の氏名・生年月日に加え、住所や電話番号も対象項目とすることが望ましい」とあるが、例えば現状の実務において、銀行から、預金者の住所や電話番号の連	

	携を受けることが難しい場合も多く、現実的ではないことをご理解いただきたい。	
15	「連携先の銀行等における不正防止策の内容と重複しないものとする必要がある」との記載があるが、双方が実効的な要素を組み合わせた認証等を実施しており、連携プロセス全体を通じて適切な不正防止策が行われていると評価できるのであれば、必ずしも同じ対策を導入している場合に片方がその対策を廃止するなどの対応は不要であると認識しており、本規定については連携プロセス全体を通じて適切な不正防止策を担保できるよう双方で必要な対策をとればよいとの趣旨に修正していただけないか。（例えば、金融機関側が IVR 認証をし、資金移動業者においてワンタイムパスワードによる認証を実施しているところ、金融機関において追加的にワンタイムパスワードによる認証も行うようになったようなケースなどを想定。）	例えば、銀行が主たる不正防止策として銀行に登録された電話番号に通知した認証情報の入力を利用者に求める方法を採用している場合に、資金移動業者においても同様の認証を利用者に求める場合、要素が重複し、追加的な不正防止策とはならないと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。  なお、銀行が資金移動業者と異なる内容の不正防止策に加え、資金移動業者と同様の不正防止策を講じることを否定するものではありません。
16	「（注）資金移動業者における不正防止策は、連携先の銀行等における不正防止策の内容と重複しないものとする必要がある点に留意する。」とあるが、連携先の銀行等が広範な不正防止策を講じており一部重複するケースは十分にあり得る。一部のみ重複しているが、一部は別個の不正防止策が講じられている場合（完全には重複していない場合）であれば問題ないと理解してよいか。	
17	前払式支払手段発行者がチャージ上限額を引き下げる点については、一定の期間の利用態様を見た上で、犯罪者による他人名義の銀行口座登録ではないと評価できたときに、リスクベースにて上限額を引き上げることも許容されると考えてよいか。	ご理解のとおりと考えます。
18	以下の方法は、本人確認書類の所持認証とキャッシュカード暗証番号の記憶認証を組み合わせたものであり、①で取得するカナ氏名、生年月日と③で銀行から回答されるカナ氏名、生年月日はそれぞれ別々に取得したものであることから、「実効的な要素を組み合わせた多要素認証等」に該当するといえるのではないかと。 ①連携サービス提供事業者において、犯収法施行規則6条1項1号への方法により本人確認書類の IC チップを読み取ることによってカナ氏名、生年月日の情報	前払式支払手段発行者や資金移動業者において、口座振替サービスとの連携に際し、前払式支払手段や資金移動業の利用者について、公的個人認証その他の方法により実効的な取引時確認を行い、本人確認書類等により確認した当該利用者の情報と連携先が保有する情報を照合することにより、当該利用者と預貯金者との同一性を確認することは、前払式支払手段発行者や資金移動業者における不正防止策の一例と考えます。

	<p>を取得する。</p> <p>②連携サービス提供事業者のアプリ画面または銀行のインターネットバンキングの画面等においてキャッシュカード暗証番号を入力し、銀行が保有するキャッシュカード暗証番号情報との一致確認を行う（連携サービス提供事業者のアプリ画面で暗証番号を入力した場合には、連携サービス提供事業者は暗証番号情報を銀行に送信し、送信後に消去する。）。</p> <p>③銀行から連携サービス提供事業者に対して口座保有者のカナ氏名、生年月日情報を回答する。</p> <p>④連携サービス提供事業者において①で取得したカナ氏名、生年月日と③において銀行から取得したカナ氏名、生年月日の一致確認がなされた場合には口座登録を認める。</p>	<p>一方、銀行においては、キャッシュカード暗証番号のみで認証を行っており、実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式が導入されているとはいえないと考えます。</p> <p>犯罪手口の高度化・巧妙化や実際の被害の発生状況を踏まえると、前払式支払手段発行者や資金移動業者と銀行の双方において、適切かつ有効な不正防止策を講じることが必要と考えます。</p> <p>なお、主要行等監督指針案等で記載されているとおり、キャッシュカード暗証番号のような組み合わせの数が僅少な情報を記憶要素として用いる認証方式は、インターネット上での利用を避けることが望ましいと考えます。</p>
19	<p>「連携先の銀行等に登録された預貯金者の電話番号や住所宛に前払式支払手段発行者における認証に必要な情報を通知すること」とあるため、連携先に登録されている連絡先情報を銀行から取得することや、当該連絡先に前払式支払手段発行者から連絡をするのは現実的ではないことから、例示ではあるものの、実務上、すぐに対応可能なものではない。当該例示は、「望ましい」といった記載としていただきつつ、銀行側の監督指針等において、このような対応を促すなど銀行の協力が得られるような指導をしていただけないか。</p>	<p>ご指摘の方法は、あくまでも不正防止策の一例であり、前払式支払手段発行者において、その他の実効的な不正防止策を講じることが否定するものではありません。</p> <p>また、主要行等監督指針案等では、銀行等に対して、連携サービス提供事業者が行うリスク評価や検証に係る作業に協力すること、連携サービス提供事業者の実施する預貯金者との同一性の確認などに協力することを求めることとしています。</p> <p>こうしたことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
20	<p>Ⅱ-2-7-1(2)③「例えば、口座振替サービスとの連携に際し、中略）、預貯金者等への電話番号や住所宛てに前払式支払手段発行者における認証に必要な情報を通知する（以下略）」とあります。また、「利用者等が早期の被害認識を可能とするため、（中略）手段を講じているか。」とあります。しかしながら、こうした対応をするためには、銀行に登録されている利用者の電話番号や住所を前払式支払手段発行者も共有する必要があります。前払式支払手段発行者が銀行に情報提供（預貯金者の電話番号や住所）を求めた場合、銀行が適切に情報提供するよう、金融庁において、監督指針等において定めるなどその実効性を担保していただく必要があると考えますが、昨年12月</p>	

	25日に金融庁が公表した金融庁として実効性を担保するための措置としてどのような対応をされる予定でしょうか。	
21	「連携先と協力し～」という点について、実務上、金融機関側のほうが優越的な立場にあり、リスク管理のための情報開示や協力を得るための交渉に相当の期間を要したり、それに係る費用を資金移動業者との経済条件に転嫁しようとするなどでリスク管理が滞るおそれがある。こうした問題が発生しないよう、金融機関向け監督指針にも対応する趣旨を明記し、適正に実施されるよう監督・指導していただきたい。また、事務ガイドラインにて金融機関の協力が必要な他の部分についても、同様の対応をお願いしたい。	
22	「チャージ上限額を不正取引が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。」とあるが、「不正取引が抑止できると考えられる水準」が一見して明らかでない。適切な上限額の設定は、改正後事務ガイドラインⅡ-2-6-1①にあるとおり、不適切利用防止措置の観点から求められるものであり、「実需に応じた合理的なもの」になっているかの観点から上限を設定すべきものと理解しており、上記記述は削除、あるいはⅡ-2-6-1①と同様の記述とすべき。	<p>「令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」で公表しました事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）案Ⅱ-2-6-1①においては、公序良俗を害するような不適切利用を防止するために、移転することができる未使用残高の上限の設定を求めるものであり、本事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）案Ⅱ-2-7-1(2)③は悪意のある第三者によるなりすましに起因する不正取引を防止する観点からチャージ上限額を設定することを不正防止策の一例として挙げています。</p> <p>具体的な水準は、提供されるサービスの内容等により異なるものと考えます。</p> <p>なお、あくまでも当該事項は不正防止策の一例であり、前払式支払手段発行者において、その他の実効的な不正防止策を講じることを否定するものではありません。</p>
23	Ⅱ-2-7-1(2)③(注) 「(注) 連携先に登録されている連携先に(中略)連絡先の登録・変更堅牢な認証方式が導入されていることを確認する必要があることに留意する。」とされていますが、堅牢な認証方式について具体的な例示を示していただきたい。	例えば、固定式のID・パスワードによる本人認証に加えてハードウェアトークンやソフトウェアトークンによる可変式パスワードを用いる方法、公的個人認証等の電子証明書を用いる方法など、実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式が該当すると思います。

24	<p>「『リスクに見合った』適切かつ有効な不正防止策を講じているか。『例えば』」として利用者と預貯金者との同一性の確認や、多要素認証等の認証方式の導入が記載されているが、チャージ金額の上限金額を少額にしたりチャージ回数に制限を設けるなど、リスクを限定的にすることで、例示に挙げられている堅牢な防止策までは不要とすることは可能と考えるがどうか。この点も追記いただけないか。</p>	<p>資金移動業者において、「チャージ上限額を不正取引が抑止できると考えられる水準に設定する」ことも水準が適切であれば不正防止に資すると考えられますが、不正防止策の堅牢性の観点から、「資金移動業の利用者について、公的個人認証その他の方法により実効的な取引時確認を行い、本人確認書類等により確認した当該利用者の情報と連携先が保有する情報を照合することにより、当該利用者と預貯金者との同一性を確認する」方が望ましいと考えられることから、例示としては、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、不正防止の観点から、上記の資金移動業者による対応に加え、連携先の銀行等においても「実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式」を導入することが必要と考えます。</p>
25	<p>I-2-5-1(2)③冒頭の「リスク評価を踏まえ」は、③の「また、」以降についても係っているのか。</p> <p>また、ここでの認証方式については、初回口座連携時についてか、利用者の口座振替都度か、その両方か、どの時点においての認証方式に言及されているのか。</p>	<p>前段についてはご理解のとおりと考えます。</p> <p>後段については、口座振替連携サービスと新規に連携する場合を想定しています。ただし、連携後の個々の取引にリスクが存在する場合には、適切な不正防止策を講じる必要があると考えます。</p>
<p>▼外部委託先管理について 事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-5-1(3)</p>		
<p>▽標題等について</p>		
26	<p>預金者の同一性確認や取引時確認について、銀行を外部委託先と整理して契約していない事例もあり、例えば、取引時確認の依拠を行う場合でも、必要な情報の提供を受けて、資金移動業者の側で同一性の確認を行う場合には、必ずしも外部委託先と整理する必要はないように思われる。この項目は外部委託先管理ではなく、銀行依拠による取引時確認などより包括的な位置づけとしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の項目は、「外部委託先管理等」としており、取引時確認に関する業務を連携先に委託する場合のほか、当該業務を連携先と協力して行う場合も対象としています。</p>

27	<p>I-2-5-1(3)</p> <p>表題が「外部委託管理等」となっているが、口座振替サービスの連携先である銀行と資金移動業者との契約内容は、委託契約ではなく、必ずしも銀行が資金移動業の委託先として整理されていない。実態としても、資金移動業者が移動業府令 27 条各号に基づいて銀行を委託先として管理監督することは事実上困難である。以上より、表題を「連携先の管理」とし、「取引時確認済みの確認を含む取引時確認に関する業務を連携先に委託する場合又は連携先と協力して行う場合にあつては、…」とあるのは「取引時確認済みの確認を含む取引時確認に関する業務を連携先と協力して行う場合にあつては、」としてほしい。</p>	<p>資金移動業者の中には、取引時確認済みの確認等を銀行に委託しているケースもあると考えます。なお、ご指摘の箇所については、「取引時確認済みの確認を含む取引時確認に関する業務を連携先に委託する場合又は連携先と協力して行う場合」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
28	<p>「犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号「等」に規定する方法により」とあるが、銀行依拠による方法を想定していると考えられるため、「等」は不要ではないか。他に何を想定しているのか。</p>	<p>ご指摘の「等」は、犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号のほか、同施行令第 13 条や同施行規則第 6 条第 1 項 1 号ト(1)を利用する場合を想定しています。</p>
29	<p>1. I-2-5-1(3)「犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号等」による取引時確認とされているところ、念のための確認ですが、これは銀行依拠による取引時確認(犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号)を行う場合についての記載であり、資金移動業者が eKYC(犯収法施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホ)を行う場合に求められるものではないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2. また、資金移動業と銀行の連携に関するセキュリティチェックリストのようなものを FISC 等で策定していただき、銀行に自己検証を求め、資金移動業者はその検証結果の報告を受け適格性を評価する(反面、銀行は表明保証を行う)等、実効的な仕組みを検討いただかなければ掛け声倒れになるように思われますが、いかがでしょうか。</p>	<p>1. 該当箇所の記載は、犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号のほか、同施行令第 13 条や同施行規則第 6 条第 1 項 1 号ト(1)を利用する場合を想定していますが、資金移動業者が eKYC(同施行規則第 6 条第 1 項第 1 号ホ)を利用する場合に求められるものではない点についてはご理解のとおりと考えます。</p> <p>2. 前段については貴重なご意見として承ります。後段については、犯収法施行規則第 13 条第 1 項による委託等の内容は個別ケース毎に異なるものと考えられますので、資金移動業者において実効的な取引時確認済みの確認の方法を含む連携先に求める基準を策定し、当該基準に基づき、評価・検討のうえ、契約を行うことが必要と考えます。</p>
30	<p>I-2-5-1(3)</p> <p>1. 「取引時確認済みの確認を含む取引時確認に関する業務を連携先に委託する場合又は連携先と協力して行う場合」とあるが、取引時確認の業務に含まれる同一性の確認も銀行など連携先に委託する場合が前者、連携先から必要な情報の提供を受けて資金移動業</p>	<p>1. ご理解のとおりと考えます。</p> <p>2. ご指摘の委託や協力を行う資金移動業者にあつては、連携先との役割分担や責任の明確化を図ることに加え、連携先による業務の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、少なくとも連携先において業務の適正かつ確実な遂行がなされていないおそれがあると</p>

	<p>者で同一性の確認を行う場合が後者という理解でよいか。</p> <p>2. また、いずれの場合でも、資金移動業者と連携先の業務や責任分担が明確化されていれば足り、過度な監督義務等を求めるものではないという理解でよいか。</p> <p>3. 資金移動業者で取引時確認を行う場合であって、犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号等に規定する方法により取引時確認の依拠を行わないときには、必要な項目ではないという理解でよいか。</p>	<p>認識した場合には、必要に応じ改善させるなどの対応が必要であると考えます。</p> <p>3. ご理解のとおりと考えます。</p>
▽連携先に求める基準の策定について		
31	<p>「連携先に求める基準」については、連携先が「(2) セキュリティの確保 ①～③」における連携先の対応事項を遵守しているかどうかを確認する基準という理解でよいか。</p> <p>また、連携先の当該事項の遵守を確認のうえ、契約を行えば「(3) 外部委託管理等①」は充足されるという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の①については、資金移動業者が、犯収法上の取引時確認を的確に行う観点から、実効的な取引時確認済みの確認の方法を含む連携先に求める基準を策定することを求めるものです。</p> <p>取引時確認済みの確認のうち、資金移動業の利用者と振替口座（連携口座）の預貯金者等との同一性の確認については、ご指摘のとおり「(2) セキュリティの確保 ①～③」の事項を遵守しているかどうかを確認する基準を策定し、当該基準に基づき、評価・検討の上、契約を行えば、基本的には足りるものと考えます。</p>
32	<p>I-2-5-1(3)①</p> <p>資金移動利用者と預貯金者の同一性を確認するには、氏名、生年月日等の照合で足りると理解してよいかご教示いただきたい。</p>	<p>犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号等を利用する場合には、単に氏名・生年月日を照合するのみでは同一性の確認として不十分と考えます。実効的な要素を組み合わせた多要素認証等により確認する必要があると考えます。</p>
33	<p>「I-2-5-1(3)①～③」の対象となる事項については、連携先との協力の内容が、例えば（ア）犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号の場合にあつては、口座振替による決済が要件であるところ、連携サービスとの関係では、資金移動業者には、「(2) セキュリティの確保」記載の内容（連携先における実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式の導入の確認等）が求められることから、当該内容のうち連携先に係る部分、例えば（イ）いわゆる eKYC の一つである</p>	<p>ご理解のとおりと考えます。</p> <p>なお、契約において、取引時確認に関する業務の内容、連携先との役割分担・責任、連携先が業務を適正かつ確実に遂行していないおそれがあると認識した場合に必要な応じ改善させるなどの対応を行うために必要な事項を定めることや、実際に連携先が業務を適正かつ確実に遂行していないおそれがあると認識した場合には必要に応じ改善さ</p>

	<p>犯収法施行規則第6条第1項第1号ト(1)の場合にあつては、銀行等が法定の方法により本人確認済みであることの確認を行っていることの確認が要件であることから、連携先が当該確認を行っていることという理解でよいか。</p> <p>より具体的には、協力の内容が、例えば(ア)犯収法施行規則第13条第1項第1号の場合にあつては、連携先が口座振替サービスにおいて、「実効的な要素を組み合わせた多要素認証等の認証方式」を導入していることを含む基準を策定し(①)、連携先から契約時又は認証方法変更時等において認証方法の連携を受け上記基準に即したものであるかを確認等すること(②・③)、例えば(イ)いわゆるeKYCの一つである犯収法施行規則第6条第1項第1号ト(1)の場合にあつては、連携先が「当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告を受けること」(連携先が申告を受けることが求められる内容は、2018年11月30日付「『犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案』に関する意見の募集結果」のNo.75番による)により顧客の同一性を確認していること(例えば、口座番号のみの申告を受けると言った法要件を満たさない認証を行っていないか)を含む基準を策定し(①)、連携先から契約時又は認証方法変更時等において認証方法の連携を受け上記基準に即したものであるかを確認等すること(②・③)、が資金移動業者に求められる対応ということによいか。</p>	<p>せるなどの対応を行うことも必要となると考えます。</p>
▽連携先に対する監督について		
34	<p>「監督」とある趣旨は、犯収法施行規則第13条第1項第1号その他の方法を用いる場合であっても、取引時確認義務の名宛人は連携先ではなく資金移動業者であること(すなわち、犯収法施行規則第13条等の要件を満たさなかった場合は資金移動業者の一義的責任となること)を反映したものであって、必要な情報連携(認証方法等)や当該内容について必要に応じてコミュニケーションを行うことを超えて、必ずしも資金移動業者と連携先との契約等において一般的な業務監査権限を定める必要はないという理解でよいか。</p>	<p>前半部分についてはご理解のとおりと考えますが、後半部分について、仮に連携先が業務を適正かつ確実に遂行していないおそれがあると認識した場合には、必要に応じ改善させるなどの対応を行う必要があり、当該対応のために必要な事項を契約に定め実施することは必要であると考えます。</p>

35	<p>資金移動業者側から、金融機関等に取引時確認に関する業務の実施状況を確認させてほしい、と要望しても、金融機関側が受け入れていただけない可能性や交渉が長期化する可能性があるため、金融機関の監督指針等においても、資金移動業者による監督を受け入れる旨を記載していただきたい。</p>	<p>主要行等監督指針案等では、銀行等に対して連携サービス提供事業者が行うリスク評価や検証に係る作業に協力すること、連携サービス提供事業者の実施する預貯金者との同一性の確認などに協力することを求めることとしています。</p>
<p>▽本人特定事項の正確性の確認について</p>		
36	<p>銀行依拠による取引時確認では、現状金融機関側の接続仕様が対応しておらず「住所」の一致性は確認できないケースもある。このような状況において本人特定事項について実質的に資金移動業者自らが「住所」の正確性を担保する必要があるという理解でよいか。具体的にどのような実務を想定してこのような記載をされているかご教示いただきたい。例えば、免許証等を利用者にアップロード頂きこれを確認するといった対応が必要ということか。</p>	<p>④の趣旨は、資金移動業者が、例えば犯収法施行規則第13条第1項第1号を用いて取引時確認を行う際に、利用者から申告された本人特定事項を連携先の情報と照合するなどの方法により、その正確性を担保することを求めるものです。</p> <p>連携先の情報と照合する方法は、あくまでも資金移動業の利用者から申告を受けた本人特定事項（氏名・住所・生年月日）が正確かを確認するための一例として記載しており、その他適切な方法による確認を否定するものではありません。このため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
37	<p>④に記載の事項については、「(2)セキュリティの確保③」に同趣旨の記載があるが、当該事項を遵守していれば、「(3)外部委託管理等④」についても充足されるという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の「免許証等を利用者にアップロード頂きこれを確認する」ことを偽造リスクに配慮しつつ行うことも一つの方法と考えます。</p>
38	<p>「本人特定事項（氏名・住所・生年月日）が正確か確認」との記載があるが、連携する金融機関ごとに照合できる情報には制約があり、本人特定事項について相応の確認を行っていれば、必ずしも住所を金融機関に照合するまでは要さないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の「免許証等を利用者にアップロード頂きこれを確認する」ことを偽造リスクに配慮しつつ行うことも一つの方法と考えます。</p>
39	<p>「連携先の情報と照合するなどの方法により、資金移動業者の利用者から申告を受けた本人特定事項（氏名・住所・生年月日）が正確か確認しているか」とあるが、現状の実務において、銀行から顧客の住所の連携を受けることは難しいと理解している。また、銀行に届け出た住所が古い住所である場合も多いと考えられ、④で記載された方法は、継続的な顧客管理の方法の例示としては現実的ではないように考える。「連携先の情報と照合するなどの方法により」を削除してはどうか。</p>	<p>ご指摘の「免許証等を利用者にアップロード頂きこれを確認する」ことを偽造リスクに配慮しつつ行うことも一つの方法と考えます。</p>
<p>▼利用者への通知について</p> <p>事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ-2-7-1(3)、 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ-2-5-1(4)、</p>		

40	<p>「利用者等への通知」について、預金者への通知は、資金移動業者及び金融機関等の連携先が協力し、銀行・資金移動業者のいずれかが行えばよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えます。</p>
41	<p>「口座振替サービス等との連携に際し」には、口座振替契約を締結する前に、本人認証に必要となるパスワードや認証番号（以下「認証番号等」という。）を端末や機器等から発行する（第三者が当該端末や機器から認証番号等を発行する場合も含む。）時点も含まれること確認したい。</p>	<p>あらかじめ連携先に登録されている利用者等の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知するなど、利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段が講じられているのであれば、通知の時期は口座振替契約の締結後に限られるものではないと考えます。</p>
42	<p>Ⅱ－２－７－１(3)  「あらかじめ連携先に登録されている利用者等の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知する」とあるが、これは基本的には銀行等の連携先が講じるべき対応であり、連携先に登録されている連絡先情報に前払式支払手段発行者から連絡をするのは現実的ではないことから、事務ガイドライン上、「…確認する手段を講じているか」といった必須要件のような記載とするのではなく、「連携先と協力して、・・・通知するような対応をするのが望ましい」といった記載としていただけないか。</p>	<p>預貯金者への通知については、銀行と連携し、最低限、銀行又は前払式支払手段発行者若しくは資金移動業者のいずれかで行うことを求めるものです。なお、主要行等監督指針案等においても、同様の記載を設けております。</p> <p>預貯金者への通知は、利用者等が早期の被害認識を可能とするため有効な手段と考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
43	<p>金融機関側が携帯番号やメールアドレス等を有していない可能性があるため現実的ではなく、実質住所あての通知しか取りうる手段がないように思われる。また、住所や固定番号への認証送付は必ずしも安全とは言えず、金融機関側にて預金者の最新情報が更新されていないケースが多くある。</p> <p>通知を行う主体は必ずしも資金移動業者である必要はないと思料するため、資金決済業協会が定める資金移動業者向けガイドラインの定めと同様、金融機関または資金移動業者いずれによる通知で許容され、また、「望ましい」といった記載としていただきたい。</p>	
44	<p>Ⅱ－２－７－１(3)  資金決済業協会令和２年１２月３日付「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」第３・１・③では、「提携銀行又は資金移動業者において、口座連携時、チャージ、決済等の利用があった旨を、預金者が銀行に登録したメールアドレス等に通知することにより、被害の早期発見を促す仕組みを講じることにも有益である。システム面等の準備が整い次</p>	

	<p>第、実施していくことが望ましい。」とされていたところ、事務ガイドライン改正案では「望ましい」にとどまらない、一步踏み込んだ内容になっています。しかし、「連携先と協力し」とあるように、銀行側の協力が不可欠な内容ですが、現実には、資金移動業者、前払式支払手段発行者が、各銀行と個別に協力体制を築くのは至難です。これを実現するには、例えば、金融庁、全銀協、資金決済業協会が協力して口座振替サービス標準化を行うような取り組みが必要かと思われませんが、主要行向けの総合的な監督指針の改定案をみますと、「連携サービス提供事業者とも協力し、顧客情報と利用者の利便の向上を両立する必要があること」というように抽象的な内容となっていることから、実効性の確保のためにもう少し具体的に示していただけないでしょうか。口座連携時に、銀行に登録されている利用者等の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知する主体は、銀行と資金移動業者がグループ企業でない限り、事実上、銀行でなければ困難と考えられるため、資金移動業者、前払式支払手段発行者に対してのみ、これらを求めても実効性がないと考えます（銀行がこれらの個人情報を資金移動業者に渡し、資金移動業者から利用者等に連絡するのは、銀行としては資金移動業者に対して個人情報の取扱いを委託することになりますので委託先管理の責任を負いますし、資金移動業者も新たに個人情報の管理をしなければならぬことになりますので、双方の個人情報管理に大きな負担となります。）。</p>	
45	<p>I-2-5-1(4) 必ず連携先に登録された連絡先に通知すること、だけに限定するのではなく、連携先の更新状況等に鑑み、相談のうえ、資金移動事業者の登録先への通知も認められるよう記述の変更をお願いしたい。</p>	<p>悪意のある者が預貯金者になりすまし、資金移動業のサービスを介して不正出金を行うことを防止するための方策としては、銀行等に登録された連絡先であることが重要と考えます。</p>
<p>▼不正取引の検知について 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）II-2-7-1(4)、 事務ガイドライン（資金移動業者）I-2-5-1(5)</p>		
46	<p>「不正が確認された ID の停止」とは当該対象者の連携サービスの ID か、それとも前払式証票の ID か、もう少し具体的な方が理解し易いかと思います。</p>	<p>前払式支払手段発行者において、自身のサービスに係る ID を停止するとともに、連携先との間で適時に情報を共有し、必要に応じてサービスの一時的な利用停止を行うことが必要であると考えます。</p>

47	<p>「例えば」と記載がある通り、本項目に挙げられている対応は、リスクに応じて採るべき措置の例示であり、評価したリスクの水準等を勘案して事業者が適切と判断すれば、一律に全ての対応を採る必要がないという理解でよいか。</p>	<p>本事務ガイドライン（資金移動業者）案Ⅰ－２－５－１(5)及び本事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）案Ⅱ－２－７－１(4)では、不正取引の検知及び被害の拡大防止の観点から、最低限実施することが必要と考えられる事項を列挙したものであり、いずれの対応も実施する必要があると考えます。</p>
<p>▼利用者からの相談対応について 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－７－１(4)、 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ－２－５－１(5)</p>		
48	<p>「連携先に関する相談等も含め、真摯な対応を行うための態勢を整備」とは、連携先の窓口を案内することも真摯な対応と考えているがそのような理解でよいか。</p>	<p>連携先と相互に相手方に相談するよう促すなどの対応は不適切と考えますが、連携先と協力し、適切に対応することが確保されていれば、連携先との役割分担に従って、連携先の窓口を案内することは否定されるものではありません。</p>
49	<p>「連携先と相互に相手方に相談するよう促すなどの不適切な対応」とあるが、連携サービスに関する相談等であっても、連携先のサービスに関する事項については、移動業者の方では対応できないため、相手方への相談を促すことも必要である（そのような対応が一律「不適切な対応」とされているような誤解を生じうることを懸念している。）。「連携サービスに関する相談等であって、移動業者又は連携先にて対応が可能である事項であるにもかかわらず」といった限定が必要ではないか。</p>	<p>連携先と相互に相手方に相談するよう促すなどの不適切な対応」とあるが、連携サービスに関する相談等であっても、連携先のサービスに関する事項については、移動業者の方では対応できないため、相手方への相談を促すことも必要である（そのような対応が一律「不適切な対応」とされているような誤解を生じうることを懸念している。）。「連携サービスに関する相談等であって、移動業者又は連携先にて対応が可能である事項であるにもかかわらず」といった限定が必要ではないか。</p>
<p>▼不正取引に対する補償方針の内容について 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ－２－８－１、 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ－２－６－１</p>		
50	<p>「不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある資金移動業の利用者以外の者も容易に知りうる状態」とは、例えばホームページへの掲載等で足りるか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えます。</p>
51	<p>不正取引による補償方針を前払式支払手段の利用者に対する補償方針と利用者以外に対する補償方針と分けずに、両方をあわせて周知してもよいか。また、利用者への情報提供を日本資金決済業協会による代替周知を利用している場合には、利用者以外の補償方針についてもあわせて協会の代替周知を行うことで、ガイドラインの要件を満たしているという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

52	<p>「補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。」とあるが、補償条件の全てを詳細に開示することは現実的ではないが、どのような粒度の開示が求められるか。</p>	<p>「損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容」等については、利用者等の保護の観点から、利用者等がその内容を正確に理解でき、利用者等の保護に欠けることがないような粒度で記載することが必要と考えます。</p>
53	<p>損失が発生するおそれのある全てのケースを記載することは困難であるため、典型的な事例を記載することとさせていただきたい。</p>	<p>なお、損失が発生するおそれのある具体的な場面を細分化せず、包括的に補償の有無、内容及び補償要件の内容を記載することを否定するものではありません。</p>
54	<p>利用者保護の観点から、損失が発生するおそれがあるものとして想定される具体的な場面毎に補償の有無を定める必要があるが、場面を細分化し記載するのではなく、包含的な場面を記載することでも許容されるか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えます。</p>
55	<p>窓口への問い合わせから必要な確認、補償実施までのおおまかな流れを示せば十分という理解でよいか。</p>	<p>「おおまかな」の程度によりませんが、利用者等が補償手続きの流れを正確に理解でき、また、利用者等の保護に欠けることがないような粒度にする必要があると考えます。</p>
56	<p>「損失が発生するおそれのある前払式支払手段や資金移動業の利用者以外の者も容易に知り得る状態にしているか」とあるが、「損失の発生するおそれのある前払式支払手段や資金移動業の利用者以外の者」とは、連携する銀行口座の預金者以外の想定はあるか。他の想定がないのであれば、口座連携先の預金者に限定して記載するべきと考えるがどうか。</p> <p>他の金融機関において、広く世間一般に、「利用者以外」（契約関係にない世間一般）に対して、補償方針を周知するような対応は行われておらず、個別ケースによって補償の可否も異なり得る中で、銀行口座連携以外も広く想定した補償方針を示すのは、現実的ではないと考えるがどうか。</p>	<p>前段については、例えば、連携する銀行口座の預金者のほか、連携するクレジットカードの名義人も考えられます。</p> <p>前払式支払手段や資金移動業の利用者ではない者が被害者となる場合も想定されるため、当該前払式支払手段の発行者や資金移動業者の補償方針を「不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段や資金移動業の利用者以外の者」も容易に知り得る状態におくことが必要と考えます。</p> <p>「損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容」等については、利用者等の保護の観点から、利用者等がその内容を正確に理解でき、利用者等の保護に欠けることがないような粒度で記載することが必要と考えます。</p>

57	<p>Ⅱ－２－８－１①</p> <p>（注１）「連携サービスの提供を起因として連携先の利用者が発生した損失を含む」とされているが、連携先サービスの利用者であって、前払式支払手段発行者や資金移動サービスと直接の契約関係にない被害者に対する補償は、前払式支払手段や資金移動業者の利用者（直接契約関係のある利用者）に対する補償とは法的整理や対応が異なることから、連携サービスに関する補償については、Ⅱ－２－７の中で別途規定すべきものとするがどうか。</p>	<p>Ⅱ－２－８やⅠ－２－６－１①が想定する場面は、ご指摘の通り、Ⅱ－２－７、Ⅰ－２－５の場面を含みますが、重複を避けるため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎に補償方針を分けて策定することを否定するものではありません。</p>
58	<p>Ⅰ－２－６－１①</p> <p>（注）で、「連携サービスの提供を起因として連携先の利用者が発生した損失を含む」とされているが、連携先サービスの利用者であって、資金移動サービスと直接の契約関係にない被害者に対する補償は、資金移動サービスの利用者（直接契約関係のある利用者）に対する補償とは法的整理や対応が異なることから、連携サービスに関する補償については、Ⅰ－２－５の中で別途規定すべきものとするがどうか。</p>	
59	<p>Ⅱ－２－８－１②イ及びⅠ－２－６－１②イにおいて、「具体的な場面毎」の損失補償の有無等を補償方針に定めるものとされているが、例えば「なりすまし」事例と「のっとり」事例といった、２つの場面のみを定めた場合「具体的な場面毎」に定めたものと理解して良いか。また、②のロ～ニに関しては、金融機関との契約が多数あるため、補償の分担に関する事項の記載において、分担先について「金融機関」と記載する事を想定しているが、問題はないか。</p>	<p>前払式支払手段発行者や資金移動業者による業務の内容により損失が発生するおそれのある具体的な場面は異なるものと思われませんが、業務内容に照らして、ご指摘の「なりすまし」事例と「のっとり」事例の２つの場面に集約される場合には、ご理解のとおりと考えます。</p> <p>また、ご指摘の「補償の分担」について、各銀行等との契約内容に照らして、被害者に対する補償の実施者など、集約できるものがあればまとめて記載することも否定されるものではないと考えます。ただし、補償に関する相談窓口及びその連絡先は銀行等毎に記載する必要があると考えます。</p>
60	<p>「前払式支払手段の発行の業務の内容に応じて…損失の補償の有無」や「資金移動サービスの内容に応じて…損失の補償の有無」を補償方針に定めるものとされているが、チャージ金の上限金額を少額にしたリチャージ回数に制限を設けるなど、リスクを限定的にした場合は、補償を行わないとする方針として必ずしも排除されないという理解でよいか。特に、無記名</p>	<p>不正防止策の内容にかかわらず、必要に応じて適切に補償を実施することが重要であり、日本資金決済業協会のガイドラインの趣旨等を十分に踏まえ、補償方針を作成する必要があると考えます。</p> <p>また、消費者契約法など関係法令に反しない内容とする必要があると考えます。</p>

	<p>のカード型のものなどは、現実的に補償は不可能である。</p>	
61	<p>Ⅱ-2-8-1②イ及びⅠ-2-6-1②イ</p> <p>「損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する補償の有無…」は、利用者については、基本的には利用規約に定める事項を想定しているとの理解で良いか。利用者以外については、どのような内容・位置づけの方針となると考えられるか（直接合意ができず、かつ、想定場面も幅広いため、イメージをご教示いただきたい。）。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりと考えます。</p> <p>後段については、例えば、前払式支払手段や資金移動業のサービスと口座振替サービスの連携により、前払式支払手段や資金移動業の利用者以外の者（預貯金者）が被害者となる場合も想定されます。その場合には、連携先と協力して実施する補償の内容や手続き等についての方針を策定する必要があると考えます。なお、補償方針に定めるべき内容は事務ガイドラインに記載しています。</p>
62	<p>Ⅱ-2-8-1②ハ及びⅠ-2-6-1②ハ</p> <p>補償の実際の負担割合を示すのではなく、実務上利用者に補償を実施する主体がいずれか程度を示せば十分という理解でよいか。資金決済業協会が定める資金移動業者向けガイドラインの定めと同様、損害の分担についてまでは周知を求めないものとしていただきたい。</p>	<p>「ハ. 連携サービスを提供する場合にあつては前払式支払手段発行者や資金移動業者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）」については、（注）として、「ハに定める事項については、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者への情報提供等を行う必要まではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。」と記載しています。</p>
63	<p>Ⅱ-2-8-1②ハ及びⅠ-2-6-1②ハ</p> <p>利用者等に対し、連携先との分担の内容（負担割合と理解していますが、理解が誤っていたらその旨ご教示ください。）を公表する必要があるでしょうか。連携先との間で負担割合を合意しておくことは必要だと理解しています。しかし、利用者等に対しては、前払式支払手段発行者や資金移動業者が連携先と連携の上、被害を補償することを明らかにすれば足り、連携先との負担割合まで公表しなくても良いと思われます。また、連携先との負担割合は連携先毎に区々になると想定されますので、負担割合を公表するのは難しいという問題もあります。</p>	
64	<p>Ⅰ-2-6-1②ハ</p> <p>「資金移動業者と連携先の補償の分担に関する事項」について、内部負担割合は個別具体的なケースによって異なるため、あらかじめ定めるのは現実的に困難である。「帰責性の割合に応じ」や「どちらの帰責性によるものか不明な場合は協議により」といった書きぶりも想定されるとの理解でよいか。</p>	<p>円滑な補償の実施の観点を踏まえると、可能な限り予め定めることが望ましいと考えます。</p>

65	<p>Ⅱ-2-8-1②ホ（注）について、そもそも補償の実施者は、事案ごとに金融機関と発行者の責任分担で決まるものであり、事前に補償実施者を公表することはできないのではないかと。</p>	<p>被害者に対する補償の実施者とは、前払式支払手段発行者と銀行等との補償の最終的な負担者ではなく、被害が確定した場合に、一義的に被害者に補償を実施する者を意味しています。</p>
<p>▼不正取引発生報告書について 事務ガイドライン（前払式支払手段発行者）Ⅱ-2-8-2、 事務ガイドライン（資金移動業者）Ⅰ-2-6-2</p>		
66	<p>1. 様式はどのようなものでしょうか。不正取引は、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である等の疑いがあると認められることから、疑わしい取引としても届出を行っているため（犯収法 8 条 1 項）、報告様式及び報告方法については、疑わしい取引の届出と可能な限り統一していただきたいと思えます。</p> <p>2. また、「不正取引」の定義がありませんが、近親者利用等を除いた純然たる第三者による不正取引、すなわち一般的に事業者が補償対象とする不正取引と理解して良いでしょうか。</p> <p>3. この理解で良い場合、不正取引発生報告書の提出は「不正取引を認識次第、速やかに」行うこととされていますが、これは、補償対象であることが判明してから速やかに報告書の提出を行うことを指しているとの理解で良いでしょうか。</p>	<p>1. 貴重な意見として承ります。</p> <p>2. 各事業者の補償対象か否かに関わらず、近親者利用等による不正取引についても報告は実施する必要があります。</p> <p>3. 不正取引の報告時点は、不正取引か否かの判定に時間を要する場合もあることも踏まえ、基本的には、不正取引の発生により損失が生じたことを認識した場合を想定しています。</p>
67	<p>ここの「不正取引」の定義と報告すべき内容の範囲が不明瞭ではないかと思えます。</p> <p>補償のパートの中に書かれていますので、損失の発生が前提になるようにも思えますが、記述は、損失や被害の発生の有無にかかわらず、不正を認識次第となっており、不正の発生とはどのような状況か判然としません。</p> <p>「不正取引発生報告書」のひな形（今回添付なし）を見れば分かるようになっているのか、とも考えますが、いま少し報告対象の事象、報告項目が分かるようお願いしたいと思います。</p>	<p>報告時期については、基本的に、不正取引の発生により損失が生じたことを認識次第、速やかに報告いただくことを想定しています。</p> <p>報告項目については、今後、検討の上、様式に記載することを考えています。</p>
<p>▼その他</p>		
68	<p>インターネットバンキングによる口座振替受付システムを通じた預金者による口座振替契約の締結は、資金移動業者に限られず、クレジットカード発業者</p>	<p>口座振替サービスとの連携に係る不正出金の防止策として、ご指摘のような対応は必要なものと考えています。</p>

	<p>等のその他の犯収法規制対象業種についても同様に行われている。</p> <p>かかる中で、前払式支払手段発行者や資金移動業者にのみ「利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者が発生した損失」についての補填態勢を求めるとともに、「口座振替サービスとの連携に際し、資金移動業の利用者について、公的個人認証その他の方法により実効的な取引時確認を行い、本人確認書類等により確認した当該利用者の情報と連携先が保有する情報を照合することにより、当該利用者と預貯金者との同一性を確認するなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか」といった検証態勢を求めることは、経済産業省等のその他の犯収法所管官庁が所管する業態とのAML/CFTにかかる規制とのイコールフットィングに欠けるのではないか。</p>	
69	<p>前払式支払手段発行者と資金移動業者に対してのみ規制が厳しくするのであれば、規制の緩やかな他の業態において同種の不正が起きることを予見すべきであり、他の金融庁所管業態（例えば、暗号資産交換業者や金融商品取引業者）においても同様の規制を入れない理由はどのようなものなのか。</p>	<p>今回の事務ガイドラインの改正は、資金移動業者等における被害の発生状況、補償状況、口座振替サービスとの連携数、態勢整備の状況等を踏まえ、実施するものです。</p> <p>他の金融事業者においても、法令等で求められるセキュリティ管理態勢の整備義務等を踏まえ、不正防止策を講じているところと認識していますが、他の金融事業者に係る事務ガイドライン等の改正要否については、こうした内容を踏まえつつ、判断する必要があると考えます。</p>
70	<p>政府全体として、本件規制の導入にかかる検討の成果を、包括信用購入あっせん業や少額包括信用購入あっせん業といった新たな決済サービス事業者の監督の内容に組み込むことについては検討しているのか。</p> <p>また、かかる事業者においても本件規制の立法事実に類する不正が発生する懸念については検討しているのか。</p>	<p>金融庁の所管外の事項であり、金融庁からの答えは差し控えさせていただきます。</p>

●電子決済等代行業者に求める態勢について		
▼電子決済等代行業者における態勢整備について 主要行等監督指針 IX		
71	<p>主要行等監督指針 IX 全般について、全体的に、資金移動業者による銀行接続における資金の不正流出のリスクへの対処の一環として、念の為電子決済サービスという、銀行 API との関係では更新系 API に相当する事業者に対する指針の改定がなされているように見受けられるが、電子決済等代行業者においては、API 接続ではインターネットバンキングと同等のセキュリティが確保されており、API に関連して上記と同様の問題は発生していないと認識している。また、電子決済等代行業については、全国銀行協会のオープン API の在り方検討会、FISC の API 接続チェックリスト等も資金移動業に沿って利用者保護の枠組みも先立って整備されており、既存の実務で要求されていた事項を改めて監督指針として記述して頂いたように捉えている。</p> <p>このため、銀行 API を利用する電子決済等代行業においては、この監督指針改定についての理解としては、インターネットバンキングとの同等性を意識して作成された、上記各文書等の要求事項を遵守していることを改めて点検し、これら文書での目線に達することができる態勢整備を行っていくということ为宜しか（当然ながら個別の記述との関係で、従前と相違がないことを確認する趣旨ではなく、全般的な理解についての質問としてご回答頂きたい）。</p>	<p>今回の改正の趣旨としては、更新系 API に相当する事業に限定したのではなく、電子決済等代行業者が、自らが提供する電子決済サービス全体のリスクを把握し、安全性を確保していくことを主な目的としているところです。</p> <p>更新系 API 接続に関しては、ご指摘の FISC の API 接続チェックリスト等に定められるセキュリティ水準を満たすことが一つの目安になるものと考えますが、高度化・巧妙化する犯罪技術に対応するため、セキュリティ対策については不断の見直しが必要と考えます。</p>
72	<p>主要行等監督指針 IX-4-2 (1)</p> <p>1. IX-4-1 においては、「利用者の利益の保護を含む電子決済等代行業の健全かつ適切な運営の確保の観点から、当該リスクに応じた管理態勢を構築することが重要」と指摘されているところ、監督に当たっては、リスクベースアプローチの概念が採用されているように見受けられるが、このような理解で正しいか。</p> <p>2. 電子決済等代行業者は、法人のみならず、個人も登録が可能とされ、比較的少人数の事業者も参加することが想定される類型と理解している。そして、このような小規模事業者であって、取扱う取引等の件数、金額が限定的なものである場合について、当該事業者</p>	<p>1. について、ご理解のとおりです。</p> <p>2. について、ご理解のとおりです。形式的な体制の整備を求めているものではないことから、内部管理や内部監査担当が他の部署との兼務やこれらの機能のアウトソースを一律に否定するものではありませんが、これらの機能について実効性がある体制となっていることが重要と考えます。</p>

	<p>のリスクに応じて、対象業務への内部管理、内部監査の独立性を確保することを前提に、内部管理担当、内部監査担当が他の部署との兼務であることや、アウトソーシングにより内部管理・内部監査の機能を担うことも一概には否定されていないということで宜しいか。</p>	
<p>▼セキュリティの確保について 主要行等監督指針 IX-4-2 (2)</p>		
73	<p>主要行等監督指針 IX-4-2 (2) ③ 「リスク評価を踏まえ、連携・協働する銀行と協力し、利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。」との指摘がされており、この具体例として、「例えば、電子決済サービスにおける銀行との連携に際し、連携・協働する銀行に登録された預貯金者の電話番号や住所宛てに電子決済等代行業者における認証に必要な情報を送付することや、利用上限額を不正取引が抑止できると考えられる水準に設定するなど、適切かつ有効な不正防止策を講じているか。」との記述がなされていると理解している。この点、個別のサービスのリスクにもよるが、銀行からの預貯金者への認証に必要な情報の送付及び利用上限額の設定等の方法は、いずれも例示であり、他の銀行との連携手法（銀行サイトにログインして、銀行の定める乱数表生成トークンや、メールにより暗証番号を送付する、といった手法により認証する方法、等）によりリスク対策を行うことも許容されており、また、上記の2つの方法について、いずれも必ず実施すべき義務は設定されていないということで宜しいか。</p>	<p>ご指摘の通り不正防止策を例示する記載であり、必ずしも当該手法が実施されるべきとするものではありませんが、自らが提供するサービスのリスクを可能な限り低減させるための不正防止策が講じられている必要があります。</p> <p>なお、監督指針は、検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものであって、法的義務を課すものではありません。</p>
74	<p>主要行等監督指針 IX-4-2 (2) ③ 「利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。」の理解として、「利用者に係る情報の照合」とはリスクに見合った適切かつ有効な不正防止策の一例であり、決済サービスの仕組みを踏まえ、そのリスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を実施していることを確認する内容ということでよいか。</p> <p>(理由) 電子決済等代行業者が法第2条第17項第1号に掲</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>げる行為として提供する決済サービスの一例として、収納代行会社経由でのペイジー収納サービスにおける情報リンク方式での払い込みが該当する。</p> <p>一方、ペイジー収納サービスでの払い込みは、以下のように、振込と同様に利用の都度金融機関側の認証を必要とするサービス（初回に登録した預貯金口座から、金融機関側の認証なしに反復的に資金を払出すサービスではない）。</p> <p>なお、利用者に係る情報の照合を行う場合、各金融機関・収納機関・センターで共通の仕様変更が必要となるため、関係する各機関での修正開発が必要となり、影響が多大と想定。</p> <p>① 取引の都度インターネットバンキングでの認証が必要であること（インターネットバンキングでの振込と同様）</p> <p>② 今次不正取引が発生した、資金移動業者等が提供する決済サービスのアカウントと連携先の金融機関の口座を連携するサービスではない。（払込の都度、支払元の口座を別口座を指定することが可能）</p> <p>③ ペイジー収納サービスの仕様上（各金融機関共通）では、振込と同様に、支払元の銀行口座の情報（口座名義人や生年月日等）は払込先に連携されず（*）、口座名義・生年月日等の利用者にかかる情報の照合不可。仕様を変更する場合、関係する各機関での修正開発が必要となり、影響大。</p> <p>（*）ペイジー収納サービスは日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める各金融機関・各収納機関共通のインターフェースでサービスが実現されており、そのインターフェース項目の中に口座名義・生年月日等の利用者にかかる情報を照合するものは存在しない認識。</p>	
75	<p>主要行等監督指針 IX-4-2 (2) ③</p> <p>「利用者に係る情報を照合するほか、リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策を講じているか。」について、「利用者に係る情報の照合」は「リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策」の一例の理解でよいか。</p>	ご理解のとおりです。

	<p>(理由)</p> <p>ペイジー (Pay-easy) 収納サービスのうち情報リンク方式については、改正銀行法施行後は電子決済等代行業者にあたるものとされており (平成 30 年 5 月 30 日「改正銀行法に係るパブリックコメントに対する金融庁の考え方」) が、本改正案Ⅲ-3-9に記載があるような「預金口座と連携させる決済サービス」ではなく、利用者が決済の都度、自ら ID やパスワードを入力してインターネットバンキングの利用認証を行い、決済内容を確認の上、支払いを実行する仕組みであり (金融機関側で利用の都度、利用者認証を実施)、インターネットバンキングから振込を実行することと何ら変わらず、今回の改正案が想定しているリスクの対象外と考えられます。</p> <p>ペイジーの仕様は弊機構が定め、すべての参加機関間で共通の仕様であり、利用者の氏名等の情報をやりとりしない (電文上に載せない) 仕組みです。仮に、氏名、生年月日等による利用者の認証が必須とされると、現在の仕組み (システム) では対応できず、国・地方公共団体・民間企業といった参加各機関や全国の金融機関を含めた全国的なシステムの再構築が必要であり、事実上、現在のサービス提供が不可能となってしまうため、本サービスに即した対応が認められることを確認するものです。</p>	
<p>▼利用者への通知について 主要行等監督指針 IX-4-2 (3)</p>		
76	<p>利用者への通知については、銀行の預貯金者への通知であることを踏まえると、銀行からの連絡により対応することも許容されているということで宜しいか。また、主要行等監督指針 IX-4-2 (2) の預貯金者への通知等も含めて、電子決済等代行業者が、電子決済等代行業再委託者などとも連携を行っている場合には、銀行、電子決済等代行業者又は電子決済等代行業再委託者のうちどの者が通知等を行うかに関わらず、全体として必要な通知等が電子決済サービスに連携される預貯金者になされればよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認することができるよう、連携・協働する金融機関や電子決済等代行業再委託者と連携し、適切に対応することが重要と考えます。</p>
<p>▼不正取引に対する補償について 主要行等監督指針 IX-5-1</p>		
77	<p>主要行等監督指針 IX-5-1 ①において、補償方針の策定を指摘されているが、同 IX-5-1 ②における</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	<p>法第 52 条の 61 の 8 第 1 項第 3 号に規定する損害賠償に関する事項等に関する説明とともに、補償方針を定めることも許容されるか。すなわち、全体としては、「法第 52 条の 61 の 10 の規定に基づき連携・協働する銀行との間で締結した電子決済等代行業に係る契約において定められている場合」も含めて、どこに何が書かれているかの誤認が生じないようにする前提で、既に作成・公表されている説明、公表内容等に適宜追記する方法で必要な情報を開示することで足りると考えることで宜しいか。</p>	
78	<p>主要行等監督指針Ⅹ-5-1②の「ホ. 不正取引の公表基準」について、「公表はあくまでその銀行のお客さまの口座に対して不正取引が行われた場合に、その銀行と電子決済等代行業者にて行うもの」と認識しているが、その理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

●預金取扱金融機関に求める態勢について		
▼サイバーセキュリティ管理について 主要行等監督指針 III-3-7-1		
79	<p>主要行等監督指針 III-3-7-1-5 (5) サイバーセキュリティ管理に、「インターネット等の通信手段を利用した非対面の取引」とあるが、資金移動を伴う伴わないに関わらず全ての取引が該当するという理解で良いか。</p> <p>また、参照系 API を利用し電子決済等代行業者のサービス上で情報を参照する場合は含まれるか。</p>	ご理解のとおりです。
80	<p>主要行等監督指針 III-3-7-1-5 (5) サイバーセキュリティ管理の(注)において「避けることが望ましい」としているのは、「キャッシュカード暗証番号のみの認証」という趣旨か。</p>	キャッシュカード暗証番号については、多要素認証の記憶要素として用いる場合を含め、インターネット上での認証に用いることは避けることが望ましいと考えています。
▼外部の決済サービス事業者等との連携について 主要行等監督指針 III-3-9 中小・地域金融機関監督指針 II-3-6		
81	<p>預貯金取扱金融機関において、資金移動業者や前払式支払手段発行者との接続時にのみ厳しく審査を行えば対当局との関係で十分であり、金融商品取引業者や暗号資産交換業者・クレジットカード発行者との関係においてはそこまでの審査や契約内容の高度化・本人確認情報の提供にかかる態勢整備は不要であると考えられるのではないか。</p> <p>預貯金取扱金融機関における態勢整備の対象を広げるために、主要行等監督指針において「連携サービス」の定義を「窓口や ATM 等の営業所または郵送による手続きではなく、インターネットまたはテレホンバンキングを介した方法により預金口座と連携させる決済サービス」とするなど、改める必要があるのではないか。</p>	<p>主要行等監督指針案等は、資金移動業者や前払式支払手段発行者、電子決済等代行業者などが提供するスマートフォンアプリなどを活用した決済サービスを連携サービスと定義し、預金口座とを連携する場合における金融機関監督上の着眼点を定めたものです。</p> <p>そのため、連携サービスを提供していない暗号資産交換業者などと預金口座との間における口座振替等に主要行等監督指針案等の規定は直接的には適用されません。</p> <p>しかしながら、連携サービスを提供する事業者以外にも、暗号資産交換業者、貸金業者やクレジットカード業者、電気・ガス事業者など口座振替による資金移動を行う事業者は多数存在しており、こうした事業者であっても、金融機関がそのリスクに応じた態勢整備が求められる旨を記載しているところです。</p> <p>以上を踏まえ、ご指摘の箇所については原案の通りとします。</p>

82	<p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2</p> <p>主な着眼点は、連携サービスの提供が既になされていることを前提とするものと思われる。</p> <p>金融機関が連携サービス提供事業者と連携サービスを提供開始する前において、同監督指針に特段の記載がないのは、令和2年12月11日付で貴庁がパブリックコメントを実施している「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」改正案におけるII-2(1)④の対応及び預貯金等受入金融機関に係る検査マニュアル(令和元年12月18日廃止)経営管理(ガバナンス)態勢-基本的要素-の確認検査用チェックリストI. 3. ④相当の対応を金融機関がしていることが予定されるためという理解で良いか。</p> <p>金融機関が連携サービス提供事業者と連携サービスを提供開始する前において、監督指針に特段の記載がない点について、貴庁の考えをご教授いただきたい。</p>	<p>主要行等監督指針案等は、金融機関が連携サービスを提供する場合における態勢整備等、監督上の着眼点を定めるものであり、連携サービスを提供しようとする場合における着眼点を含みます。</p> <p>金融機関が新たに連携サービスの提供を開始しようとする場合には、必要に応じ、主要行等監督指針案等を参考に、内部管理態勢の整備を行っていただきたいと考えます。</p>
83	<p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-1では「顧客保護と利用者利便の向上とを両立する必要がある」、II-3-6-2(1)①では「安全性と利便性とを両立させた」という表現がある。II-3-6-2(3)において、「連携サービスに係る不正取引の被害者は、必ずしも当該連携サービスの利用者に限られない」としているが、当該連携サービスを利用しない者からすれば、まずはII-3-6-1のとおり「顧客保護を図るとともに預金口座の信認を確保する」ことこそが重要なのであって、当該連携サービスの利便性はまったく関係がない。貴庁のキャッシュレス社会の実現のため推進する立場があるというのは十分に理解できるが、連携サービス利用者・非利用者においては預貯金口座の信任が基礎にあって、その上で初めて利便性と向上といったキャッシュレスの取り組みがある。金融機関を監督する立場として、安全性と利便性を並列することにつき、貴庁の考えをご教授いただきたい。</p>	<p>主要行等監督指針案等は、金融機関が預金口座と資金移動業者等が提供する決済サービスとを連携する際における監督上の着眼点を定めたものです。</p> <p>ご指摘の通り、金融機関にとっては、預金者を保護し預金口座の信認を確保することが最も重要な責務であるのは当然であり、その上で預金口座と連携する場合には、主要行等監督指針案等に記載する監督上の着眼点も参考に、利便性とも両立させたサービス提供に努めていただきたいと考えます。</p>
<p>▼内部管理態勢の整備について</p> <p>主要行等監督指針 III-3-9-2(1)</p> <p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2(1)</p>		
84	<p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2(1)</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

	③において、「金融関係団体」とは金融機関が会員として加盟する業界団体という解釈で良いか。	
85	<p>貴庁による資金移動業者の登録審査は、今回新設されたチェックシートに基づいて行われると理解している。</p> <p>一方で、金融機関と資金移動業者が連携を開始する際、金融機関が行う資金移動業者への態勢確認にあたっては、既に貴庁登録審査を通過していることに一定程度依拠した対応を金融機関に許容することが推奨されているわけではなく、監督指針や全銀協策定のガイドライン等を参考にしながら金融機関自らがチェックリスト等を作成して、資金移動業者への確認を行うことが求められているという理解で良いか。</p> <p>また、貴庁による資金移動業者の登録後のチェック・モニタリングは、登録時同様に、財務局等がこれらのチェックシートを用いて継続的に行われるという理解で良いか。</p>	ご理解のとおりです。
<p>▼セキュリティの確保について            主要行等監督指針 III-3-9-2 (2)            中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2 (2)</p>		
86	<p>主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ②            「必要に応じて、連携サービス提供事業者の実施する預金者との同一性の確認などに協力しているか」との記載があるが、このための態勢整備や並びに事務作業のために主要行等に生じるコスト及びそれに対する利潤を連携サービス提供事業者に求めることは可能であるとの理解で良いか。</p> <p>また、項目として、顧客が連携サービス提供事業者に申告するカナ氏名と口座番号と、主要行等で保管するそれらの情報との一致のみ確認することへの協力のみ行えば、主要行等としての義務は履行されたと言えるのか。</p>	<p>コストや利潤の負担については、各事業者の経営判断によるものであり、当局として関知するものではありません。</p> <p>また、「主要行等としての義務」が意味するところが必ずしも明確ではありませんが、主要行等監督指針案においては、連携サービスにおける内部管理態勢の構築についての着眼点を定めているところ、これらの規定を参考として適切な態勢を構築していただきたいと考えています。</p>
87	<p>主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ②における「連携サービス提供事業者の実施する預金者との同一性の確認などに協力しているか」と、平成 22 年 2 月 23 日付で警察庁及び金融庁が公表している『「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントの結果等について』の No. 6 で「依拠先の特定事業者が行った本人確認により得られた情報を確認すること」に差</p>	<p>連携サービス提供事業者は、連携サービスの利用者について、預金者との同一性の確認を含む取引時確認済みの確認を行うこととされている一方、金融機関は連携サービス提供事業者の実施する預金者との同一性の確認などに協力することが求められています。</p>

	異はあるのか。	
88	<p>主要行等が預金口座の開設時に犯収法施行令 13 条を適用して、取引時確認とその記録の作成を省略している場合には、「連携サービス提供事業者の実施する預金者との同一性の確認」としてどのような対応を行うことを想定しているのか。</p>	<p>取引時確認を他行へ委託していたとしても、同一性の確認の際に必要な情報（氏名、生年月日、住所、電話番号等）は保持していると考えられ、必要に応じて連携サービス提供事業者の実施する預金者との同一性の確認に協力していただきたいと考えます。なお、犯収法施行令第 13 条第 1 項第 1 号の適用により取引時確認及び確認記録の作成を行っていない場合、犯収法施行規則第 13 条第 1 項第 1 号の依拠元になることができません。</p>
89	<p>主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ③</p> <p>連携サービス提供事業者が、犯収法施行規則 6 条 1 項 1 号の方法により、本人確認書類の IC チップを読み取ることによって取得するカナ氏名・生年月日と、銀行が連携サービス提供事業者に回答するカナ氏名・生年月日との一致を確認することは、「実効的な要素を組み合わせた多要素認証等」に該当するといえるのではないか。</p>	<p>カナ氏名と生年月日の一致確認は、預金者へのなりすましによる不正防止策として、連携サービス提供事業者が利用者と預金者の同一性を確認するものであり、金融機関が預金口座との連携時に行う認証とは異なります。</p>
90	<p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2 (2)</p> <p>連携サービスの新規契約先の本人確認について、連携サービス提供事業者側で、公的個人認証や eKYC 等の方法により自ら取引時確認を行い、本人確認書類等により確認した当該利用者の情報と銀行側が保有する情報を照合（IVR 認証等）することにより、預金者と当該利用者の同一性を確認すれば、銀行側が eKYC 等の方法による本人確認を実施しなくても問題ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
91	<p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2 (2)</p> <p>連携サービスの既存契約先の再開について、既存の口座振替契約の中に不正に締結された契約が存在するリスクを踏まえ、再開に先立ち、連携サービス提供事業者側で公的個人認証や eKYC 等の方法により既存利用者の取引時確認をやり直すことや相応の期間において既存利用者のチャージ上限額を犯罪に利用されるおそれが極めて低いと考えられる水準に設定すること等の対策の実施を、銀行側で確認すれば適切な対策を講じていると判断して問題ないか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、金融機関においても実効的な要素を組み合わせた多要素認証を導入する（必要に応じて、既存の利用者に対しても再度認証を行う）など、必要に応じて適切な対応を行っていただきたいと考えています。</p>
<p>▼利用者への通知について</p> <p>主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ⑥</p>		

中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2 (2) ⑥		
92	<p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2 (2) ⑥ 「顧客が適時に取引の状況を確認できる手段」として、自行のホームページ等への掲載を通じて、通帳アプリやインターネットバンキング等を活用し、日ごろから口座異動の確認を顧客へ促す対応で問題ないか。</p>	<p>「顧客が適時に取引の状況を確認できる手段」については、金融機関に登録されている電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知することが望ましいと考えています。</p>
93	<p>中小・地域金融機関監督指針 II-3-6-2 (2) ⑥ 「顧客が早期に被害認識を可能とするための、連携サービスに係る口座振替契約の締結時などに、顧客への通知などにより、顧客が適時に取引の状況を確認できる手段」について、具体的にどのような方法が考えられるでしょうか。また、IVR 認証での顧客による認証コード登録で充足されているとの理解で良いか。</p>	<p>あらかじめ金融機関に登録されている預金者の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知するなど、預金者が連携の事実及び内容を適時に確認可能とする手段が望ましいと考えます。</p> <p>なお、IVR 認証での顧客による認証コード登録は、預金者と連携サービス利用者との同一性を確認するための手法であり、預金者が不正な口座振替契約の締結を知り得るための手法ではないと考えます。</p>
94	<p>主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ⑥ 「連携サービスに係る口座振替契約の締結時など」には、口座振替契約を締結する前に、本人認証に必要となるパスワードや認証番号（以下「認証番号等」という。）を端末や機器等から発行する（第三者が当該端末や機器から認証番号等を発行する場合も含む。）時点も含まれること確認したい。</p>	<p>あらかじめ金融機関に登録されている利用者等の電話番号やメールアドレス等の連絡先に通知するなど、利用者等が連携事実及び連携内容を適時に確認する手段が講じられているのであれば、通知の時期は口座振替契約の締結後に限られるものではないと考えます。</p>
<p>▼不正取引の検知について 主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ④、⑤</p>		
95	<p>主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ④ 金融機関における外部の決済サービスに係る不正取引の検知に関する「早期に不正取引を検知可能とするモニタリング態勢の構築」や「不正取引を検知した場合、速やかに利用者に連絡する態勢の構築」は、いずれも必要な事項と考えられるが、「不正取引を検知した際の取引の停止（保留）」といった事項はこの中に含まれるのか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、不正取引を検知した場合には取引を停止するといった、不正取引の防止策も明らかになるよう、修正いたします。</p>
96	<p>主要行等監督指針 III-3-9-2 (2) ⑤ 「資金を事前にチャージして利用する連携サービスなど、金融機関が連携サービス利用者による取引をモニタリングすることが困難な場合には、当該連携サービス提供事業者による不正取引をモニタリングする態勢を確認するとともに、犯罪発生状況や犯罪手口に</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>預金者保護を図るため、金融機関は連携サービス提供事業者のモニタリングが実効的であるかを確認する必要があると考えており、資金移動業者とも協議の上、不正取引の発生防止及び被害の拡大防止に係る態勢整</p>

	<p>関する情報を適切に連携するなど、顧客被害の拡大を防止する態勢が整備されているか。」との記載があるが、金融機関が行う資金移動業者の確認は、組織・人員・モニタリングフローといった態勢面を含め、法令等で情報の取得を認められた範囲内での確認であるとの理解で良いか。</p>	<p>備の状況を確認していただきたいと考えています。</p>
<p>▼犯罪発生報告書について 主要行等監督指針 III-3-9-3</p>		
<p>97</p>	<p>主要行等監督指針 III-3-9-3 (1) 犯罪発生時において、「認識次第」のタイミングは、「被害認定」との理解で良いか。 (参考) 被害認定までのフロー a. 被害申告受領 b. 本人利用の有無 c. 被害認定 あわせて同箇所について「犯罪発生報告書」による報告は、連携サービス提供事業者にも徴求されるのか。(その場合、同一事案について銀行と事業者の双方からご報告する形になるとの認識) また、サービス提供事業者が不正利用を検知した場合や、お客さまがサービス提供事業者へ被害申告を行った場合も、銀行からの報告対象に含まれるのか。</p>	<p>「認識次第」の時期については、各行が預金者の口座から不正な出金が発生したと認識する時点であると考えており、(参考)として示された考え方に基づくタイミングで差支えありません。 連携サービス提供事業者である資金移動業者等に対しても、資金決済法等に基づき「不正取引発生報告書」の提出を求めるとなります。 連携サービス提供事業者が不正利用を検知した場合や利用者が連携サービス提供事業者へ被害申告を行った場合であっても、金融機関において、連携サービスによる不正取引を認識した場合に、犯罪発生報告書の提出が求められます。</p>